

秋田県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画道路の変更

- 2 路線名の変更

変更前の路線名	変更後の路線名
3・3・7号 割山向浜線	同左
3・4・11号 新屋土崎線	同左
3・4・26号 千秋添川線	3・4・26号 千秋矢留線
3・4・29号 秋田環状線	3・4・29号 保戸野中通線

- 3 路線の追加

追加する路線名
3・4・79号 手形添川線
3・4・80号 南通茨島線

- 4 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 秋田市土崎港中央一丁目、土崎港中央二丁目、土崎港東一丁目、土崎港南一丁目、土崎港南二丁目、土崎港南三丁目、将軍野南一丁目、将軍野南二丁目、将軍野南三丁目、将軍野南四丁目、寺内高野、外旭川字野村、寺内字三千刈、旭川清澄町、旭川新藤田東町、新藤田字高梨台、添川字地ノ内、寺内字イサノ、泉字登木、泉北一丁目、泉中央一丁目、泉中央二丁目、泉南一丁目、泉南二丁目、泉南三丁目、八橋大畑一丁目、八橋鯨沼町、八橋新川向、保戸野千代田町、保戸野原の町、保戸野八丁、旭川南町、新藤田字大所、手形字扇田、手形字上川原、新屋町字砂奴寄、新屋町字天秤野、向浜一丁目、新屋町字下川原、新屋町字割山、高陽幸町、保戸野鉄砲町、山王二丁目、山王三丁目、山王五丁目、旭北栄町、旭北錦町、川元山下町、保戸野すわ町、保戸野中町、千秋矢留町、千秋公園、千秋明德町、千秋北の丸、千秋城下町、千秋久保田町、中通二丁目、中通四丁目、中通六丁目、川元開和町、川元むつみ町、川元小川町、旭南一丁目、旭南三丁目、茨島一丁目、茨島二丁目、茨島三丁目、南通築地、南通宮田、檜山佐竹町、檜山古川新町、檜山南新町下丁、檜山愛宕下、牛島東三丁目、新屋元町、新屋表町、新屋扇町、新屋日吉町、新屋比内町、茨島四丁目、茨島五丁目、茨島六丁目、新屋大川町、卸町一丁目、卸町三丁目、卸町四丁目、牛島東一丁目、牛島西一丁目、浜田字館ノ丸、浜田字宮田沢、浜田字神坂、浜田字稗田沢、浜田字長坂、浜田字滝ノ宮、浜田字滝ノ下、浜田字滝ノ原、浜田字藍ノ原、浜田字陳ヶ原

- 5 都市計画の変更年月日

令和7年3月21日